

建設工事等競争入札参加者の資格に関する告示(組合)

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定に基づき、杉並区が発注する建設工事等の請負契約（工事の請負契約、設計、測量及び地質調査の委託契約並びに総トン数 20 トン以上の船舶（以下「船舶」という。）の製造及び修繕の請負契約をいう。）の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づく事業協同組合（以下「組合」という。）に必要な資格並びに資格審査のインターネットを利用した申請方法について次のように定め、令和 7 年 4 月 1 日から適用します。なお、平成 28 年杉並区告示 221 号は、令和 7 年 3 月 31 日限り廃止します。

令和 7 年 4 月 1 日

杉並区長 岸 本 聡 子

第 1 用語の定義

杉並区告示第 29 号（以下「第 29 号告示」という。）第 1 と同一とする。

第 2 競争入札参加資格の申請

登録申請をしようとする組合は、次により申請を行わなければならない。

1 申請

組合の登録申請の条件は、第 29 号告示第 2 の 2 と同一とする。ただし、競争入札に参加しようとする業種について、定款に共同受注についての定めがない組合は、申請を行うことができない。

申請は、下記の経審方式又は審査対象事業者方式のいずれかの審査方式を選択して行う。

(1) 経審方式

組合が有する経審の総合評定値 P 点から客観点数を算定し、組合が有する最高完成工事経歴から主観点数を算定する方式。

(2) 審査対象事業者方式

所属する組合員から申請業種ごとに審査対象事業者（下記の条件に該当する者）を複数（2 の表に定める数）選任し、客観点数及び主観点数について、下記の第 5 に定める算定方法により審査対象事業者の合算値又は平均値等を用いて客観点数及び主観点数を算定する方式。

なお、この方式により登録申請を行う組合は、経済産業局長が行う官公需の受注に係る適格組合証明又は継続官公需適格組合証明を受けていなければならない。

ア 申請する業種について共同運営電子調達サービスに登録申請を行い承認された者であること。

イ 申請する組合に理事として所属していること。

ウ 中小企業基本法で定める中小企業であること。（経審を必要とする業種、「船舶」及び「ろ過層処理」については同法第 2 条第 1 項第 1 号、「設計」、「測量」及び「地質調査」については同法第 2 条第 1 項第 3 号の規定による。）

エ 本店が東京都内に存在すること。

これらの審査方式については、業種により別とすることはできないので、組合としてひとつの審査方式を選択して申請を行うこと。

※経審必要業種に申請する場合、雇用保険法（昭和四十九年十二月二十八日法律第百十六号）に規定する適用事業、健康保険法（大正十一年四月二十二日法律第七十号）及び厚生年金保険法（昭和二十九年五月十九日法律第百十五号）に規定する適用事業所は、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入していることが前提となる。

2 審査方式と業種、審査対象事業者の一覧

審査方式の区分	業種番号と業種	審査対象事業者方式により申請する場合に必要な審査対象事業者数
審査対象事業者方式のみとする業種	11 建築設計 14 測量 12 土木設計 15 地質調査	2 者から 5 者まで

	13 設備設計 17 船舶 99(15)ろ過層処理	
審査対象事業者方式又は 経審方式のいずれかを 選択できる業種	上記以外の業種	3 者から 5 者まで

第 3 申請方法

第 29 号告示第 3 と同一とする。ただし、審査対象事業者方式により申請する組合については、審査対象事業者全てが共同運営電子調達サービスに登録申請を行い承認された後でなければ、申請を行うことができない。

第 4 競争入札の参加者の資格

第 29 号告示第 4 と同一とする（審査対象事業者が該当することとなった場合を含む。）。

第 5 競争入札参加資格の審査基準

1 競争入札参加資格の等級格付、順位等の決定

第 29 号告示第 5 の 1 と同一とする。

2 等級区分と審査方法

第 29 号告示第 5 の 2 と同一とする。なお、登録申請を行い承認された業種に必要なとする建設業許可について組合として特定建設業の許可を有しておらず、一般建設業の許可により申請をした場合は、当該業種の等級は最下位の等級とする。

3 客観的審査事項及び主観的審査事項

(1) 客観的審査事項

下記により業種別に算出した客観点数を第 29 号告示別表 1 にあてはめ、客観等級を決定する。

ア 経審方式の場合

第 29 号告示第 5 の 3(1)アと同一とする。

イ 審査対象事業者方式の場合

下記の①から⑤により算出した点数を次の式にあてはめて得た点数とする。

$$\text{客観点数} = 0.25 \times X1 + 0.15 \times X2 + 0.2 \times Y + 0.25 \times Z + 0.15 \times W$$

① 完成工事（完成）高による点数（X1）

a 経審を必要とする業種

第 29 号告示別表 5 の業種グループ表において当該業種が含まれる業種グループにある全業種の審査対象事業年度を含む 2 年又は 3 年の年間平均完成工事高について、各審査対象事業者ごとに集計した金額を全審査対象事業者分合計し、その金額を第 29 号告示別表第 5 にあてはめて得た評点を X1 とする。

b 経審を不要とする業種

全審査対象事業者の審査対象事業年度の当該業種の 2 年又は 3 年の年間平均完成工事（完成）高の合計額を第 29 号告示別表 5 にあてはめて得た評点を X1 とする。

② 自己資本額及び平均利益額による点数（X2）

下記の X21 と X22 の点数を加算した点数を第 29 号告示別表 8 にあてはめて得た評点を X2 とする。

a 自己資本額点数 (X21)

全審査対象事業者の審査対象事業年度の自己資本の額（純資産合計の額）又は全審査対象事業者の審査対象事業年度と前審査対象事業年度の平均自己資本額（2年平均）の合計額を、第29号告示別表6にあてはめて得た評点をX21とする。

b 平均利益額 (X22)

下記の算式により計算した審査対象事業者の合計額を、第29号告示別表7にあてはめて得た評点をX22とする。

利払前税引前償却前利益＝（営業利益＋減価償却実施額）の2年平均の額

③ 納税額による点数 (Y)

a 経審を必要とする業種

審査対象事業者の経審のY点の平均値とする。

b 経審を不要とする業種

審査対象事業者の審査対象事業年度における法人税又は所得税の納税済額の平均額を、第29号告示別表9にあてはめて得た評点をYとする。

④ 技術職員数及び元請完成工事（完成）高による点数 (Z)

下記のZ1の点数に5分の4を乗じたものとZ2の点数に5分の1を乗じたものの合計した数値（小数点以下切捨て）をZとする。

ア 技術職員数点数 (Z1)

a 経審を必要とする業種

審査対象事業者の技術職員（申請業種に必要とされる建設業許可の人数。）の合計人数を下記数式に入れて計算した技術職員数値を、第29号告示別表10（1）にあてはめて得た評点をZ1とする。

b 経審を必要としない業種

審査対象事業者が申請した当該業種に従事する技術職員（直接的かつ恒常的に雇用している者）の人数の合計を下記数式に入れて計算した技術職員数値を、第29号告示別表10（1）にあてはめて得た評点をZ1とする。ただし、申請業種「船舶」及び「ろ過層処理」については、当該業種に従事する技術職員（直接的かつ恒常的に雇用している者）の人数に5を乗じた数値を技術職員数値とみなす。

技術職員数値＝1級監理受講者数×6＋1級技術者数×5＋基幹技能者数×3＋2級技術者数×2＋その他技術者数×1

イ 元請完成工事（完成）高点数 (Z2)

a 経審を必要とする業種

第29号告示別表10(2)の業種グループ表において、当該業種が含まれる業種グループにある全業種の審査対象事業年度を含む2年又は3年の年間平均元請完成工事高について、対象事業者ごとに集計した金額を全対象事業者分合計し、その金額を第29号告示別表10(2)にあてはめて得た評点をZ2とする。

b 経審を必要としない業種

全対象事業者の当該業種の審査対象事業年度を含む2年又は3年の年間平均元請完成工事（完成）高の合計額を第29号告示別表10(2)にあてはめて得た評点をZ2とする。

⑤ その他社会性等による点数（W）

a 経審を必要とする業種

審査対象事業者が有する経審の W 点の平均値とする。

b 経審を必要としない業種

個々の審査対象事業者について第 29 号告示第 5 の 4(5)により算出した評点 W の平均値とする。

(2) 主観的審査事項

組合又は審査対象事業者が有する最高完成工事（業務）経歴（第 29 号告示第 5 の 3(2)アによるもの）について、下記に記載した方法により算出した主観点数を第 29 号告示別表 1 にあてはめ、主観等級を決定する。

ア 経審方式の場合

組合が発注者別（発注者区分については第 29 号告示別表 3 のとおり。）に申請した最高完成工事経歴のうち、最も高額な請負金額（ただし、発注者区分が民間であるものについては請負金額に 2 分の 1 を乗じた金額とする。）に、第 29 号告示第 5 の 3(2)ウの主観点加算率による加算を行った点数を各業種ごとの主観点数とする。

イ 審査対象事業者方式の場合

審査対象事業者の当該業種の最高完成工事（業務）経歴のうち、最も高い金額（ただし、発注者区分が民間であるものについては 2 分の 1 を乗じた金額とする。）に、残る審査対象事業者各々の当該業種の最高完成工事（業務）経歴のうち最も高い金額（発注者区分が民間であるものについては上記と同じ。）に 2 分の 1 を乗じた金額を加算した金額又は当該組合の当該業種の最高完成工事（業務）経歴の金額のうち最も高い金額のもののいずれか高い方に、第 29 号告示第 5 の 3(2)ウの主観点加算率による加算を行った点数を主観点数とする。

4 変更申請に伴う主観点数の再審査

組合の ISO14000 シリーズの 14001、エコアクション 21、エコステージ又は K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダード及び ISO9000 シリーズの 9001 に関する変更申請があった場合は、第 29 号告示第 5 の 3(2)ウ主観点数加算率による主観点数の再審査を行う。ただし、業種番号 01 道路舗装工事から業種番号 10 空調工事までの業種については、組合の資本金又は本店所在地に関する変更申請があった場合も、主観点数の再審査を行う。

第 6 申請内容を証明する書類

登録申請を行った組合は、申請後に杉並区から申請内容が事実であることを証明する書面の提示を求められたときは、これを提示又は提出しなければならない。申請内容を証明する書類とは、官公需適格組合証明書、官公需共同受注規約、組合員名簿、役員名簿のほか、必要に応じ、これ以外の書類の提示又は提出を求めることがある。

第 7 競争入札参加資格の審査結果の確認、変更等

1 審査結果の確認

第 29 号告示第 7 の 1 と同一とする。

2 資格の取消し

第 29 号告示第 7 の 2 と同一とする。

なお、審査対象事業者方式により申請を行った組合が、資格有効期限内に官公需適格組合の証明を失ったときは、競争入札参加資格を取消申請すること。

3 変更申請

第 29 号告示第 7 の 3 と同一とする。

なお、変更を申請しなければならない内容に組合員（審査対象事業者を除く）の変更を含める。

4 登録業種の追加及び審査対象事業者の変更

次期の登録申請を行うまでの期間中に登録業種の追加及び審査対象事業者の変更を行うことはできない。

5 虚偽申請をした者の取扱い

第 29 号告示第 7 の 5 と同一とする。

第 8 代理申請

第 29 号告示第 8 と同一とする。

第 9 その他

第 29 号告示第 9 と同一とする。

附 則

平成 28 年杉並区公示第 221 号により、杉並区の競争入札参加資格を得て、この告示の適用日現在登録を継続するものは、この告示により資格を認められたものとみなす。

別表 1 等級算定表

区分	客観点数	客観等級	主観点数	主観等級
表1	900点以上	A	2億点以上	A
	750点以上900点未満	B	8,000万点以上2億点未満	B
	650点以上750点未満	C	3,000万点以上8,000万点未満	C
	600点以上650点未満	D	700万点以上3,000万点未満	D
	600点未満	E	700万点未満	E
表2	900点以上	A	3.2億点以上	A
	750点以上900点未満	B	1.5億点以上3.2億点未満	B
	650点以上750点未満	C	4,000万点以上1.5億点未満	C
	600点以上650点未満	D	1,000万点以上4,000万点未満	D
	600点未満	E	1,000万点未満	E
表3	900点以上	A	4億点以上	A
	750点以上900点未満	B	2億点以上4億点未満	B
	650点以上750点未満	C	6,000万点以上2億点未満	C
	600点以上650点未満	D	1,600万点以上6,000万点未満	D
	600点未満	E	1,600万点未満	E
表4	750点以上	A	4,500万点以上	A
	600点以上750点未満	B	1,800万点以上4,500万点未満	B
	500点以上600点未満	C	600万点以上1,800万点未満	C
	500点未満	D	600万点未満	D
表5	720点以上	A	1,000万点以上	A
	530点以上720点未満	B	500万点以上1,000万点未満	B
	480点以上530点未満	C	100万点以上500万点未満	C
	480点未満	D	100万点未満	D

表1から表5の各業種への適用については、別表 2 を参照のこと。

別表 2 業種一覧表

【別紙 4 - 2】

業種 番号	業 種 名	登録申請に必要な条件等		等級 算定表 (別表1) の区分
		申請先自治体と契約する営業所において必要とする建設業許可の種類等(略号)	申請にあたり必要とする経審の種類(略号)	
01	道路舗装工事	ほ	土・ほ	表1
02	橋りょう工事	土	土	表2
03	河川工事	土	土	表2
04	水道施設工事	水	土・水	表2
05	下水道施設工事	土・水	土・ほ・水	表2
06	一般土木工事	土・と	土・と・ほ・水	表2
07	建築工事	建	建	表3
08	電気工事	電	電	表4
09	給排水衛生工事	管	管	表4
10	空調工事	管	管・機	表4
11	建築設計	建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定に基づく建築士事務所の登録		表5
12	土木設計	／	／	表5
13	設備設計	／	／	表5
14	測量	測量法(昭和24年法律第188号)第55条第1項の規定に基づく測量業者の登録		表5
15	地質調査	／	／	表5
16	さく井	井	井	表4
17	船舶(※注1)	／	／	表2
19	しゅんせつ埋立て	しゅ	土・しゅ	表2
		※ポンプ船を保有していること		
20	しゅんせつ	しゅ	土・しゅ	表2
		※しゅんせつ船を保有していること		
21	潜かん	土	土	表2
22	軌道	土・電・鋼	土・電・鋼	表2
23	シールド工事	土・水	土・水	表2
24	推進工事	土・水	土・水	表2
25	地下鉄工事	土	土	表2
27	造園	園	園	表2
28	運動場施設	土・と	土・と	表2
29	コンクリートプレハブ	建	建	表2
30	鉄骨プレハブ	建	建	表2
		※自社で工場を保有していること		
3100	解体工事	建・解	建・解	表2
3101	ひき家	建・と	建・と	表2
32	消火設備	消	管・機・通・消	表4
33	電話・通信	通	通	表4
34	拡声装置	通	通	表4
35	畳	内	内	表4

業種 番号	業 種 名	登録申請に必要な条件等		等級 算定表 (別表1) の区分
		申請先自治体と契約する営業所において必要とする建設業許可の種類等(略号)	申請にあたり必要とする経審の種類(略号)	
36	内装仕上	内・具	内・具	表4
37	一般塗装	塗	塗	表4
38	橋りょう塗装	塗	塗	表4
39	防水	左・防	左・防	表4
40	鉄骨架構	鋼	鋼	表2
		※自社で工場を保有していること		
41	鋼けた	鋼	鋼	表2
		※自社で工場を保有していること		
42	PCけた	土・と	土・と	表2
		※自社で工場を保有していること		
43	水門門扉	鋼	鋼	表2
		※自社で工場を保有していること		
44	ポンプ据付け	機・井	機・井	表4
45	水処理装置	機・水・清	機・水・清	表2
46	焼却設備	夕・機・清	夕・機・清	表2
47	ボイラー	機	機	表4
48	エレベーター	機	機	表4
49	電車線架線	電	電	表4
50	地中線	電・通	電・通	表4
51	鉄道信号装置	電・機・通	電・機・通	表4
52	計装装置	機・通	機・通	表4
53	沈砂池・沈殿池機械設備工事	機・水	機・水	表4
55	送風機機械設備工事	機	機	表4
56	ばっ気槽散気設備工事	機・水	機・水	表4
57	汚泥脱水設備工事	機・水	機・水	表4
58	消化槽機械設備工事	機	機	表4
59	ガス貯留設備工事	機	機	表4
60	公設ます工事	土・と	土・と	表4
61	水道管更生工事	管及び水 (両方が必要)	管・水	表4
62	石綿処理	建・と・塗・内	建・と・塗・内	表4
		石綿障害予防規則（平成17年2月24日厚生労働省令第21号）に定める石綿作業主任者（平成18年3月31日までに取得した者を含む。）並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に定める特別管理産業廃棄物管理責任者を直接的かつ恒常的に雇用していること		
63	機械器具設置	機	機	表4
64	屋根	屋	屋・防・建	表4
66	金網さく	と・鋼	と・鋼・建	表4
67	板金	板	板・鋼	表4

業種 番号	業 種 名	登録申請に必要な条件等		等級 算定表 (別表1) の区分
		申請先自治体と契約する営業所において必要とする建設業許可の種類等(略号)	申請にあたり必要とする経審の種類(略号)	
68	サッシュ	具	具・建	表4
69	シャッター	具	具・機・建	表4
70	起重機	機	機	表4
72	冷凍・冷蔵庫工事	管・機	管・機・絶	表4
73	グラウト	土・と・防	土・と・防	表2
74	道路標識設置	土・と・電・通	土・と・電・塗・機・通	表4
75	道路標示塗装	塗	土・と・塗・機	表4
76	ガードレール	土・と	土・と	表4
77	モルタル吹付け	土・左・と・防	土・左・と・防	表4
78	植生	土・と・園	土・と・園	表4
79	運動器具設置	と・機・園	と・機・園	表4
80	テレビ共聴工事	通	通・電	表4
81	防音壁・しゃ音壁	土・建・と	土・建・と	表4
82	舞台装置	電・機	電・機・建	表4
84	と場施設	鋼・機	鋼・機・土	表4
86	ガソリンスタンド	建・鋼・機	建・鋼・機・土	表2
87	PCタンク	土・と	土・と	表4
91	すべり止め舗装	土・ほ	土・ほ・塗	表4
92	樹脂塗装	塗・防	塗・防	表4
93	陸上信号機	電・機・通	電・機・通	表4
94	伸縮継手	土・と・鋼	土・と・鋼・左・塗・機	表4
95	鉄鋼加工	鋼	鋼・機・建	表4
96	ウェルポイント	土・と	土・と	表4
97	パイプラインング	管	管	表4
98	脱硫・脱臭	機・水	機・水	表4
99(01)	基準タンク	鋼・機	鋼・機	表4
99(02)	安全溝設置	と	と	表4
99(04)	空気搬送	機	機	表4
99(06)	床版補強	土・と・鋼	土・と・鋼	表4
99(07)	電源設備	電・通	電・通	表4
99(08)	発電設備	電・機	電・機	表4
99(09)	電気防食	電・塗	電・塗	表4
99(10)	給湯器・浴槽設備工事	管	管	表4
99(11)	床仕上	内	内	表4
99(12)	放射線防御	内	内	表4
99(14)	飛散防止工事	ガ・内	ガ・内	表4
99(15)	ろ過層処理	/	/	表4
99(17)	厨房	管	管	表4

業種 番号	業 種 名	登録申請に必要な条件等		等級 算定表 (別表1) の区分
		申請先自治体と契約する営業所において必要とする建設業許可の種類等(略号)	申請にあたり必要とする経審の種類(略号)	
99(20)	石工事	石	石	表4
99(23)	自動ドア装置	具	具	表4
99(24)	強化樹脂板取付	建・と・屋	建・と・屋	表4
99(25)	医療ガス配管	管	管	表4
99(26)	高圧ガス配管	管	管	表4
99(30)	集じん装置	機・清	機・清	表4
99(33)	タイル工事	タ	タ	表4

表の欄内に2以上の建設業の種類が示されている場合は、及びと記載したものを除き、いずれか1種類について建設業の許可及び経審の総合評定値P点を有していればよいものとする。
(注1) 船舶については、20トン以上の船舶の製造及び修繕を指す。

略号の表記

上記の表における略号は、建設業法の規定に基づく次の建設業の種類を表したものである。

略号	建 設 業 の 種 類
土	土木工事業
建	建築工事業
左	左官工事業
と	とび・土工工事業
石	石工事業
屋	屋根工事業
電	電気工事業
管	管工事業
タ	タイル・れんが・ブロック工事業
鋼	鋼構造物工事業
ほ	ほ装工事業
しゅ	しゅんせつ工事業
板	板金工事業
ガ	ガラス工事業
塗	塗装工事業
防	防水工事業
内	内装仕上工事業
機	機械器具設置工事業
絶	熱絶縁工事業
通	電気通信工事業
園	造園工事業
井	さく井工事業
具	建具工事業
水	水道施設工事業
消	消防施設工事業
清	清掃施設工事業
解	解体工事業

別表3 発注者の区分

主観的審査事項において申請する最高完成工事（業務）経歴の発注者については、下記に該当するものでなければならない。

発注者区分	該当するもの
都区市町村	・東京都の知事部局、行政委員会、公営企業局、公社、職員共済組合事務局及び財団法人東京都福利厚生事業団 ・東京都内の区、市、町及び村 ・東京都内の区、市、町及び村により構成する一部事務組合
他官公庁	国、地方自治体（上記の都区市町村を除く。）のほか、印紙税法第5条に規定する別表第2に掲げる非課税法人
民間	上記のいずれにも属さないもの

別表4 競争入札参加資格の業種とCORINSの工種の対応表

[illegible]

[illegible]

別表5 評点X1算出表

申請業種別年間平均完成工事高	評点X1	申請業種別年間平均完成工事高	
1,000億円以上	2268	5億円以上6億円未満	902
800億円以上1,000億円未満	2156	4億円以上5億円未満	869
600億円以上800億円未満	2057	3億円以上4億円未満	828
500億円以上600億円未満	1971	2億5千万円以上3億円未満	804
400億円以上500億円未満	1883	2億円以上2億5千万円未満	776
300億円以上400億円未満	1796	1億5千万円以上2億円未満	743
250億円以上300億円未満	1722	1億2千万円以上1億5千万円未満	718
200億円以上250億円未満	1648	1億円以上1億2千万円未満	699
150億円以上200億円未満	1573	8,000万円以上1億円未満	677
120億円以上150億円未満	1510	6,000万円以上8,000万円未満	650
100億円以上120億円未満	1449	5,000万円以上6,000万円未満	634
80億円以上100億円未満	1386	4,000万円以上5,000万円未満	615
60億円以上80億円未満	1337	3,000万円以上4,000万円未満	592
50億円以上60億円未満	1287	2,500万円以上3,000万円未満	579
40億円以上50億円未満	1237	2,000万円以上2,500万円未満	563
30億円以上40億円未満	1188	1,500万円以上2,000万円未満	544
25億円以上30億円未満	1138	1,200万円以上1,500万円未満	530
20億円以上25億円未満	1100	1,000万円以上1,200万円未満	519
15億円以上20億円未満	1064	700万円以上1,000万円未満	508
12億円以上15億円未満	1027	400万円以上700万円未満	497
10億円以上12億円未満	989	200万円以上400万円未満	486
8億円以上10億円未満	951	100万円以上200万円未満	475
6億円以上8億円未満	927	100万円未満	464

※ 対象事業者方式の組合については、全対象事業者について下記の業種グループに含まれる業種の年間平均完成工事高の金額を合計した金額を上記の表にあてはめるものとする。（下記業種グループに属さない業種は、当該業種の年間平均完成工事高を全対象事業者で合計した額とする。）

業種グループ表

業種グループ	業種番号
土木	01, 02, 03, 04, 05, 06, 21, 22, 23, 24, 25, 28, 42, 60, 73, 74, 76, 78, 81, 87, 91, 96, 99 (06)
建築	07, 29, 30, 3100, 3101, 86
とび・土工・コンクリート	62, 66, 77, 99 (02)
屋根	64, 99 (24)
電気	08, 49, 50, 51, 93, 99 (07) , 99 (08) , 99 (09)
管	09, 10, 61, 97, 99 (10) , 99 (17) , 99 (25) , 99 (26)
鋼構造物	40, 41, 43, 94, 95, 99 (01)
しゅんせつ	19, 20
塗装	37, 38, 75, 92
内装仕上	35, 36, 99 (11) , 99 (12)
機械器具設置	44, 45, 46, 47, 48, 53, 55, 56, 57, 58, 59, 63, 70, 72, 79, 82, 84, 98, 99 (04) , 99 (30)
電気通信	33, 34, 52, 80
建具	68, 69, 99 (23)

別表6 評点X21算出表

自己資本の額(審査対象事業年度分 又は 審査対象事業年度分+前審査対象事業年度分の2年平均)	評点X21	自己資本の額(審査対象事業年度分 又は 審査対象事業年度分+前審査対象事業年度分の2年平均)	評点X21
3, 0 0 0 億円以上	2114	8 億円以上 1 0 億円未満	897
2, 5 0 0 億円以上 3, 0 0 0 億円未満	2051	6 億円以上 8 億円未満	867
2, 0 0 0 億円以上 2, 5 0 0 億円未満	1978	5 億円以上 6 億円未満	849
1, 5 0 0 億円以上 2, 0 0 0 億円未満	1887	4 億円以上 5 億円未満	828
1, 2 0 0 億円以上 1, 5 0 0 億円未満	1821	3 億円以上 4 億円未満	801
1, 0 0 0 億円以上 1, 2 0 0 億円未満	1768	2億5, 000万円以上3億円未満	786
8 0 0 億円以上 1, 0 0 0 億円未満	1707	2億円以上2億5, 000万円未満	767
6 0 0 億円以上 8 0 0 億円未満	1632	1億5, 000万円以上2億円未満	744
5 0 0 億円以上 6 0 0 億円未満	1586	1億2, 000万円以上1億5, 000万円未満	728
4 0 0 億円以上 5 0 0 億円未満	1533	1億円以上1億2, 000万円未満	715
3 0 0 億円以上 4 0 0 億円未満	1467	8, 000万円以上1億円未満	699
2 5 0 億円以上 3 0 0 億円未満	1428	6, 000万円以上8, 000万円未満	680
2 0 0 億円以上 2 5 0 億円未満	1381	5, 000万円以上6, 000万円未満	669
1 5 0 億円以上 2 0 0 億円未満	1324	4, 000万円以上5, 000万円未満	655
1 2 0 億円以上 1 5 0 億円未満	1282	3, 000万円以上4, 000万円未満	639
1 0 0 億円以上 1 2 0 億円未満	1249	2, 500万円以上3, 000万円未満	629
8 0 億円以上 1 0 0 億円未満	1210	2, 000万円以上2, 500万円未満	617
6 0 億円以上 8 0 億円未満	1163	1, 500万円以上2, 000万円未満	603
5 0 億円以上 6 0 億円未満	1134	1, 200万円以上1, 500万円未満	592
4 0 億円以上 5 0 億円未満	1100	1, 000万円以上1, 200万円未満	584
3 0 億円以上 4 0 億円未満	1059	800万円以上1, 000万円未満	576
2 5 億円以上 3 0 億円未満	1034	600万円以上800万円未満	568
2 0 億円以上 2 5 億円未満	1005	400万円以上600万円未満	560
1 5 億円以上 2 0 億円未満	969	200万円以上400万円未満	552
1 2 億円以上 1 5 億円未満	942	200万円未満	544
1 0 億円以上 1 2 億円未満	921		

自己資本額は千円単位とし、上記の表にあてはめるものとする。

会社法(平成17年法律第86号)による決算＝自己資本額は、対象事業年度の貸借対照表における純資産合計の額をいう。

商法(明治32年3月9日法律第48号)による決算＝自己資本額は、法人にあっては対象事業年度の貸借対照表及び利益処分における資本金、新株式払込金(又は新株申込証拠金)、法定準備金、任意積立金及び次期繰越利益の額を加えた額とし、個人にあっては、期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の額の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額とする。

別表 7 評点X22算出表

平均利益額	評点X22	平均利益額	評点X22
3 0 0 億円以上	2447	2億5, 000万円以上3億円未満	827
2 5 0 億円以上 3 0 0 億円未満	2313	2億円以上 2 億5, 000万円未満	803
2 0 0 億円以上 2 5 0 億円未満	2162	1億5, 000万円以上2億円未満	776
1 5 0 億円以上 2 0 0 億円未満	1987	1億2, 000万円以上1億5, 000万円未満	756
1 2 0 億円以上 1 5 0 億円未満	1864	1億円以上1億2, 000万円未満	741
1 0 0 億円以上 1 2 0 億円未満	1771	8, 000万円以上1億円未満	725
8 0 億円以上 1 0 0 億円未満	1667	6, 000万円以上8, 000万円未満	706
6 0 億円以上 8 0 億円未満	1545	5, 000万円以上6, 000万円未満	694
5 0 億円以上 6 0 億円未満	1475	4, 000万円以上5, 000万円未満	682
4 0 億円以上 5 0 億円未満	1396	3, 000万円以上4, 000万円未満	667
3 0 億円以上 4 0 億円未満	1304	2, 500万円以上3, 000万円未満	659
2 5 億円以上 3 0 億円未満	1250	2, 000万円以上2, 500万円未満	649
2 0 億円以上 2 5 億円未満	1190	1, 500万円以上2, 000万円未満	638
1 5 億円以上 2 0 億円未満	1120	1, 200万円以上1, 500万円未満	631
1 2 億円以上 1 5 億円未満	1072	1, 000万円以上1, 200万円未満	625
1 0 億円以上 1 2 億円未満	1035	800万円以上1, 000万円未満	619
8 億円以上 1 0 億円未満	993	600万円以上800万円未満	613
6 億円以上 8 億円未満	945	400万円以上600万円未満	607
5 億円以上 6 億円未満	917	200万円以上400万円未満	601
4 億円以上 5 億円未満	885	200万円未満	595
3 億円以上 4 億円未満	848		

※平均利益額は、利払前税引前償却前利益(営業利益＋減価償却実施額)の2年平均の額を上記の表にあてはめる。

※利払前税引前償却前利益の平均の額が0円に満たない場合は、0円とみなす。

別表 8 評点X2算出表

評点X 2 算出

$$(X21 + X22) \div 2$$

※評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

別表 9 評点Y算出表

法人税又は所得税の納税額(円)	評点Y
30億円以上	1,285
1億円を超え30億円未満	$1,015 + \text{納税額} \div 1,000 \times 0.00005$
1億円	1,015
1千万円を超え1億円未満	$743 + \text{納税額} \div 1,000 \times 0.0016$
1千万円	743
100万円を超え1千万円未満	$471 + \text{納税額} \div 1,000 \times 0.016$
100万円	471
10万円を超え100万円未満	$200 + \text{納税額} \div 1,000 \times 0.16$
10万円	200
1万円を超え10万円未満	$12 + \text{納税額} \div 1,000 \times 1.1$
1万円以下	12

別表 1 0 評点Z算出表

(1) Z1点算出表

技術職員数値	評点Z1	技術職員数値	評点Z1
15,500以上	2335	300以上390未満	1389
11,930以上15,500未満	2272	230以上300未満	1326
9,180以上11,930未満	2208	180以上230未満	1263
7,060以上9,180未満	2145	140以上180未満	1201
5,430以上7,060未満	2082	110以上140未満	1138
4,180以上5,430未満	2018	85以上110未満	1074
3,210以上4,180未満	1955	65以上85未満	1011
2,470以上3,210未満	1892	50以上65未満	948
1,900以上2,470未満	1830	40以上50未満	885
1,460以上1,900未満	1767	30以上40未満	822
1,130以上1,460未満	1703	20以上30未満	760
870以上1,130未満	1641	15以上20未満	697
670以上870未満	1578	10以上15未満	635
510以上670未満	1515	5以上10未満	572
390以上510未満	1451	5未満	509

技術職員数値＝当該業種に従事する技術職員数

ただし、「船舶」及び「ろ過層処理」については、技術職員数値＝技術職員数×5

※ 1級監理受講者とは、1級技術者であって、かつ、監理技術者資格者証の交付を受けているもの(直前5年以内に講習を受講したものに限る)。

※ 基幹技能者とは、登録基幹技能者講習を修了したもの。

※ 1人の職員につき技術職員として申請できるのは2業種まで

(2) Z2点算出表

申請業種別年間平均元請完成工事高	評点Z2	申請業種別年間平均元請完成工事高	評点Z2
1,000億円以上	2491	5億円以上6億円未満	949
800億円以上1,000億円未満	2388	4億円以上5億円未満	914
600億円以上800億円未満	2262	3億円以上4億円未満	870
500億円以上600億円未満	2186	2億5,000万円以上3億円未満	844
400億円以上500億円未満	2096	2億円以上2億5,000万円未満	813
300億円以上400億円未満	1986	1億5,000万円以上2億円未満	774
250億円以上300億円未満	1920	1億2,000万円以上1億5,000万円未満	746
200億円以上250億円未満	1842	1億円以上1億2,000万円未満	724
150億円以上200億円未満	1746	8,000万円以上1億円未満	699
120億円以上150億円未満	1676	6,000万円以上8,000万円未満	667
100億円以上120億円未満	1621	5,000万円以上6,000万円未満	648
80億円以上100億円未満	1556	4,000万円以上5,000万円未満	625
60億円以上80億円未満	1476	3,000万円以上4,000万円未満	598
50億円以上60億円未満	1428	2,500万円以上3,000万円未満	581
40億円以上50億円未満	1371	2,000万円以上2,500万円未満	561
30億円以上40億円未満	1302	1,500万円以上2,000万円未満	537
25億円以上30億円未満	1260	1,200万円以上1,500万円未満	520
20億円以上25億円未満	1211	1,000万円以上1,200万円未満	506
15億円以上20億円未満	1150	700万円以上1,000万円未満	492
12億円以上15億円未満	1106	400万円以上700万円未満	478
10億円以上12億円未満	1071	200万円以上400万円未満	464
8億円以上10億円未満	1030	100万円以上200万円未満	450
6億円以上8億円未満	980	100万円未満	436

※ 申請する業種ごとの直前2年又は3年の年間平均元請完成工事高を上記の表にあてはめる。ただし、直前2年又は3年の選択は、「X1」の方法と同一でなければならない。

※ 対象事業者方式の組合については、全構成員又は全対象事業者について下記の業種グループに含まれる業種の年間平均元請完成工事高の金額を合計した金額を上記の表にあてはめるものとする。(下記業種グループに属さない業種は、当該業種の年間平均元請完成工事高を全構成員又は全対象事業者で合計した額とする。)

業 種 グ ル ー プ 表		
業種グループ	業 種	番 号
土木	01、02、03、04、05、06、21、22、23、24、25、28、42、60、73、74、76、78、81、87、91、96、99(06)	
建築	07、29、30、3100、3101、86	
とび・土工・コンクリート	62、66、77、99(02)	
屋根	64、99(24)	
電気	8、49、50、51、93、99(07)、99(08)、99(09)	
管	9、10、61、97、99(10)、99(17)、99(25)、99(26)	
鋼構造物	40、41、43、94、95、99(01)	
しゅんせつ	19、20	
塗装	37、38、75、92	
内装仕上	35、36、99(11)、99(12)	
機械器具設置	44、45、46、47、48、53、55、56、57、58、59、63、70、72、79、82、84、98、99(04)、99(30)	
電気通信	33、34、52、80	
建具	68、69、99(23)	

(3) 評点Z算出

$$(Z1 \times 0.8) + (Z2 \times 0.2)$$

※評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

別表 1 1 評点W算出表

(1) W1 点数の算出(労働福祉点数)

以下の計算式により算出した数値とする。

1. 経審を必要とする業種

$$W1 = A1 \times 15 - A2 \times 40$$

2. 経審を必要としない業種

$$W1 = A1 \times 15 - A2 \times 30$$

A1 は次の③～⑤のうち、加入又は導入されているものの数

A2 は次の①～②の加入していないものの数

① 雇用保険
② 健康保険及び厚生年金保険
③ 退職金一時金制度若しくは企業年金制度(厚生年金基金又は適格退職年金)
④ 法定外労働災害補償制度
⑤ 建設業退職金共済制度

(2) W2 点算出表(営業年数)

年数	数値	年数	数値	年数	数値	年数	数値	年数	数値
35以上	60	29	48	23	36	17	24	11	12
34	58	28	46	22	34	16	22	10	10
33	56	27	44	21	32	15	20	9	8
32	54	26	42	20	30	14	18	8	6
31	52	25	40	19	28	13	16	7	4
30	50	24	38	18	26	12	14	6	2
								5以下	0

※ 営業年数は、申請者の創業から審査基準日までの営業年数とする。
ただし、営業休止期間は営業年数から控除しなければならない。

(3) W3 点算出表(防災活動への貢献の状況)

防災協定の締結の有無	有	無
点数	20	0

※ 国、特殊法人等又は地方公共団体との間で災害時の防災活動等について定めた防災協定を締結している場合

(4) W4 点算出表(法令遵守の状況)

法令遵守の状況	点数
無	0
指示をされた場合	-15
営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられた場合	-30

(5) W5点算出表(建設業経理点数)

監査の受審状況点数 + 公認会計士等数点数

・監査の受審状況点数

監査の受審状況点数	点数
会計監査人の設置	20
会計参与の設置	10
自主監査	2
監査無し	0

・公認会計士等点数

以下の算出式で算出した数値を公認会計士等点数算出テーブルに当てはめて算出する。

算出式：(公認会計士等の数)×1 + (2級登録経理試験合格者数)×0.4

平均完成工事高	10点	8点	6点	4点	2点	0点
600以上	13.6以上	10.8以上 13.6未満	7.2以上 10.8未満	5.2以上 7.2未満	2.8以上 5.2未満	2.8未満
150以上600未満	8.8以上	6.8以上 8.8未満	4.8以上 6.8未満	2.8以上 4.8未満	1.6以上 2.8未満	1.6未満
40以上150未満	4.4以上	3.2以上 4.4未満	2.4以上 3.2未満	1.2以上 2.4未満	0.8以上 1.2未満	0.8未満
10以上40未満	2.4以上	1.6以上 2.4未満	1.2以上 1.6未満	0.8以上 1.2未満	0.4以上 0.8未満	0.4未満
1以上10未満	1.2以上	0.8以上 1.2未満	0.4以上 0.8未満	—	0.2	0
1未満	0.4以上	—	0.2	—	—	0

(6) W6点算出表(研究開発点数)

平均研究開発費	点数	平均研究開発費	点数
100億円以上	25	11億円以上12億円未満	12
75億円以上100億円未満	24	10億円以上11億円未満	11
50億円以上75億円未満	23	9億円以上10億円未満	10
30億円以上50億円未満	22	8億円以上9億円未満	9
20億円以上30億円未満	21	7億円以上8億円未満	8
19億円以上20億円未満	20	6億円以上7億円未満	7
18億円以上19億円未満	19	5億円以上6億円未満	6
17億円以上18億円未満	18	4億円以上5億円未満	5
16億円以上17億円未満	17	3億円以上4億円未満	4
15億円以上16億円未満	16	2億円以上3億円未満	3
14億円以上15億円未満	15	1億円以上2億円未満	2
13億円以上14億円未満	14	0.5億円以上1億円未満	1
12億円以上13億円未満	13	0.5億円未満	0

(7) W7点算出表(建設機械保有点数)

以下に該当する建設機械1台につき下記【参考表】の通り加算される(最高15点)。

機種名	重量等
ショベル系掘削機	ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン 又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの。
ブルドーザー	自重が3トン以上のもの。
トラクターショベル	バケット容量が0.4立方メートル以上のもの。
モーターグレーダー	自重5トン以上のもの。
大型ダンプ車	車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上のもののうち、以下のいずれかに該当するもの。 ①経営する事業の種類として建設業を届け出ていて、かつ、事業用を除く表示番号の指定を受けているもの。 ②表示番号指定申請書(記載事項に変更があった場合においては、申請事項変更届出書)に主として経営する事業の種類が建設業である旨を記載し、事業用に表示番号の指定を受けているもの。
移動式クレーン	つり上げ荷重3トン以上のもの。

【参考表】

台数	点数
1	5
2	6
3	7
4	8
5	9
6	10
7	11
8	12
9	12
10	13
11	13
12	14
13	14
14	15
15以上	15

(8) W8点算出表(国際標準化機構登録点数)

国際標準化機構の登録状況	有	無
ISO9001	5点	0点
ISO14001	5点	0点

(9) W9点算出表(若年技術者育成確保状況点数)

若年技術者の育成及び確保の状況点数	該当	非該当
継続雇用(35歳未満が15%以上)	1点	0点
新規雇用(35歳未満新規が1%以上)	1点	0点

(10) 評点W算出

1. 経審を必要とする業種

$$\text{評点}W = (W1 + W2 + W3 + W4 + W5 + W6 + W7 + W8 + W9) \times 10 \times 190 / 200$$

2. 経審を必要としない業種

$$\text{評点}W = (W1 + W2 + W3 + W4) \times 10$$